

KAZE交通傷害保険のご案内

マナーを守って安全運転



ルールを守って安全運転



Kawasaki Riders' Club

KAZE

KAZE交通傷害保険について

カワサキライダーズクラブKAZEのメンバーになりますと、自動的に「KAZE交通傷害保険」が適用されます。(ジェットスキー会員のみ)

補償の開始

本メンバーズカードがお手元に届いてから保険の適用となります。ただし、仮メンバーズカードやKAZE年会費未納の方は本保険の対象外となりますので、ご注意ください。

補償の内容

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

○保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

死亡保険金	後遺障害保険金
事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
100万円	後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
 - ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為(ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1))
 - ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1)
 - ④脳疾患、疾病または心神喪失(ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。(※1))
 - ⑤妊娠、出産、早産または流産
 - ⑥外科的手術その他の医療処置
 - ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※2)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
 - ⑨類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの
 - ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
 - ⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
 - ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故
 - ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
 - ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など
- (※1)ファミリー交通傷害保険の場合
(※2)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

もし事故が起きたときは

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(S.JNK14-15347 作成日2015年1月27日)

☆このパンフレットは、概要を説明したものです。

詳しい内容については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社カワサキライフコーポレーション 明石営業所
兵庫県明石市川崎町1-1 Tel (078) 922-0363

【取扱保険会社】 損保ジャパン日本興亜 神戸支店 法人第二支社
Tel (078) 333-2607